吸収分割に関する事前開示書類

（会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）
（会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面）

2021 年２月５日
三井製糖株式会社
三井製糖吸収分割準備株式会社

2021 年２月５日

吸収分割に関する事前開示書類

三井製糖株式会社
東京都中央区日本橋箱崎町 36 番２号
代表取締役社長 森本　卓

三井製糖吸収分割準備株式会社
東京都中央区日本橋箱崎町 36 番２号
代表取締役 森本　卓

三井製糖株式会社（以下「三井製糖」といいます。）と、三井製糖の完全子会社である三井製糖吸収分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）は、三井製糖を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社として、グループ経営管理事業、不動産事業（不動産賃貸事業及び太陽光発電事業を含みます。）、資産管理事業（事業用不動産及び遊休不動産の管理事業、並びに、フィンゴリモド「FTY720」の開発権及び販売権の管理に関する事業を含みます。）、並びに、日本国外の駐在員事務所の運営及び管理に関する事業を除く三井製糖の全ての事業を、2021 年４月１日（予定）（以下「本統合日」といいます。）を効力発生日として、分割準備会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を 2020 年 11 月 25 日に締結いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

１．本吸収分割契約の内容

別紙１のとおりです。

２．本吸収分割の対価の相当性に関する事項

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。分割準備会社は三井製糖の完全子会社であることから、かかる内容は相当であると判断いたします。

３．本吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

４．吸収分割会社についての次に掲げる事項

（１）　三井製糖の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

（２）　三井製糖の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

（３）　三井製糖において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①株式交換

三井製糖は、2020 年 10 月 15 日付で大日本明治製糖株式会社（以下「大日本明治」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、本統合日を効力発生日として、三井製糖を株式交換完全親会社とし、大日本明治を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本株式交換は、三井製糖と大日本明治との経営統合のための一連の取引の一環として実施されるものであり、2021 年２月 22 日に開催予定の三井製糖の臨時株主総会において承認を受けた上で、本統合日を効力発生日として実施される予定です。

②北海道糖業株式会社の株式の取得

2020 年３月 31 日現在、三井製糖は、北海道糖業株式会社（以下「北海道糖業」といいます。）の発行済株式総数の 57.3％を、また、三菱商事はその 27.2％を、それぞれ保有しておりますが、三菱商事は、その保有する北海道糖業の株式の全てを、本統合日の前日までに三井製糖に譲渡する予定です。

③投資有価証券の売却

三井製糖は保有している投資有価証券の一部を 2021 年３月期第３四半期に売却し、投資有価証券売却益を特別利益として計上いたしました。

５．吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

（１）　分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容
別紙３のとおりです。

（２）　分割準備会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

（３）　分割準備会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

６．本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

（１）　三井製糖について

三井製糖の 2020 年３月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 141,705 百万円及び 49,309 百万円であり、本吸収分割によって、三井製糖が分割準備会社に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込み額は、それぞれ 47,521 百万円及び 5,469 百万円です。また、2020 年３月 31 日から現在に至るまで、三井製糖の資産の額及び負債の額の見込み額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。なお、本吸収分割と同日に効力を生じる予定の本株式交換において、三井製糖が交付する交換対価はすべて三井製糖の普通株式とすることが予定されています。したがって、本吸収分割の効力発生日以後の三井製糖の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後の三井製糖の収益及びキャッシュフローの状況について、三井製糖の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、三井製糖の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

（２）　分割準備会社について

分割準備会社は 2020 年 10 月 16 日に設立され、その成立の日の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 100 百万円及び０百万円であり、本吸収分割によって、分割準備会社が三井製糖から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込み額は、それぞれ 47,521 百万円及び 5,469 百万円です。また、2020 年 10 月 16 日から現在に至るまで、分割準備会社の資産の額及び負債の額並びに分割準備会社が三井製糖から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込み額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後の分割準備会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後の分割準備会社の収益及びキャッシュフローの状況について、分割準備会社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、分割準備会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以　上

別紙１　本吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

吸収分割契約書

三井製糖株式会社（以下「**甲**」という。）及び三井製糖吸収分割準備株式会社（以下「**乙**」という。）は、グループ経営管理事業、不動産事業（不動産賃貸事業及び太陽光発電事業を含む。）、資産管理事業（事業用不動産及び遊休不動産の管理事業、並びに、フィンゴリモド「FTY720」の開発権及び販売権の管理に関する事業を含む。）、並びに、日本国外の駐在員事務所の運営及び管理に関する事業を除く甲の全ての事業（以下「**対象事業**」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「**本件吸収分割**」という。）について、2020 年 11 月 25 日付で、以下のとおり、吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本件吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割の方法により、対象事業に関して有する承継対象権利義務（第 3 条第 1 項に定義する。）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（商号及び住所）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号： 三井製糖株式会社（ただし、本件効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）付で「DM 三井製糖ホールディングス株式会社」に変更予定。）

住所： 東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号

(2) 吸収分割承継会社

商号： 三井製糖吸収分割準備株式会社（ただし、本件効力発生日付で「三井製糖株式会社」に変更予定。）

住所： 東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号

第 3 条（承継する権利義務）

1. 乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）は、**別紙**「承継権利義務明細表」に定めるとおりとする。ただし、当該承継について関係官庁等の承認等又は契約相手方その他の第三者の承諾等を要するものは、当該承認等又は承諾等の取得を条件とする。
2. 本件吸収分割により甲から乙に承継される債務その他の義務の引受けについては、いずれも免責的債務引受の方法による。なお、当該承継される債務その他の義務について、甲が会社法第 759 条第 2 項に基づきその履行その他の負担をしたときは、甲は乙

に対してその履行その他の負担をした全額について求償することができる。

第 4 条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件吸収分割に際して、甲に対し、株式その他の金銭等の対価の交付を行わない。

第 5 条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本件吸収分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第 6 条（本件吸収分割の効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本件効力発生日**」という。）は、2021 年 4 月 1 日とする。ただし、本件吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第 7 条（本契約の承認）

1. 甲は、本件効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項について株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本件吸収分割を行う。

第 8 条（本件吸収分割の効力発生の条件）

本件吸収分割は、本件効力発生日において甲及び大日本明治製糖株式会社の間の 2020 年 10 月 15 日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が生じていることを条件として、その効力を生ずる。

第 9 条（競業避止義務）

甲は、本件吸収分割の効力発生後においても、対象事業について、乙に対して一切の競業避止義務を負わない。

第 10 条（本契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約の締結日から本件効力発生日の前日までの間において、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、第 7 条第 1 項に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本件吸収分割の実行のために必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、そ

の効力を失う。

第 12 条（裁判管轄）

本契約に関連する甲及び乙の間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

以上の合意を証するため、本契約書の正本 2 通を作成し、各当事者は、署名又は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2020 年 11 月 25 日

甲：　東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号
三井製糖株式会社
代表取締役社長　森本　卓

乙：　東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号
三井製糖吸収分割準備株式会社
代表取締役社長　森本　卓

別紙

承継権利義務明細表

乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。

1. 資産

本件吸収分割の効力発生の直前時において、甲が対象事業に関して保有している一切の資産（甲が保有している一切の投資有価証券及び甲の本社に係る不動産以外の一切の固定資産を含む。）。ただし、以下の各号に定めるものを除く。

(1) 本件吸収分割の効力発生の直前時において、甲が保有している以下に定める会社の株式又は持分

① 乙

② 大日本明治製糖株式会社

③ 中糧糖業遼寧有限公司

④ 遼寧長和制糖有限公司

(2) 本件吸収分割の効力発生の直前時において、甲が対象事業に関して保有している一切の不動産（以下「**本件不動産**」という。）

(3) 関係会社貸付金

2. 負債及び債務

本件吸収分割の効力発生の直前時において、甲が対象事業に関して負担している一切の負債及び債務。ただし、以下の各号に定めるものを除く。

(1) 借入金

(2) 社債

(3) コマーシャル・ペーパーに係る債務

(4) 未払利息

(5) 子会社又は関係会社からの預かり金

(6) 本件不動産に係る未払工事代金債務

(7) 役員賞与引当金及び執行役員賞与引当金

(8) 未払配当金

(9) 本件不動産に係る資産除去債務

(10) 未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税、その他一切の租税債務

3. 労働関連契約

(1) 雇用契約等

本件吸収分割の効力発生の直前時において、甲が甲の従業員（出向者を含む。）

との間で締結している一切の雇用契約その他の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲のバンコク駐在員事務所に勤務するタイ国籍の従業員との間で締結している雇用契約その他の契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

(2) 労働協約等

本件吸収分割の効力発生の直前時において、甲が三井製糖労働組合との間で締結している一切の労働協約のうち、労働組合法第 16 条に定める基準以外の部分の全て。

4. その他の権利義務等

(1) 知的財産権

本件吸収分割の効力発生の直前時において、甲が対象事業に関して保有している特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等の一切の知的財産権（登録の有無を問わず、出願中のものも含む。また、外国の法令に基づくものも含む。）。

(2) 労働関連契約以外の契約

本件吸収分割の効力発生の直前時において、甲が対象事業に関して締結している一切の契約（三菱商事株式会社及び甲の間の 2020 年 10 月 15 日付株式譲渡契約及びこれに附帯又は関連する契約を含む。）に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、以下に定める契約に係る契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

① 会計監査人との間で締結している監査契約及びこれに附帯又は関連する契約

② 株主名簿管理人との間で締結している株主名簿管理人委託契約及びこれに附帯又は関連する契約

③ 金融機関との間で締結している甲の株式事務のための預金口座に関する契約及びこれに附帯又は関連する契約

④ 証券会社との間で締結している一切の契約及びこれに附帯又は関連する契約（ただし、上場株式の取引等に係る契約及びこれに附帯又は関連する契約を除く。）

⑤ 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結している上場契約及びこれに附帯又は関連する契約

⑥ 甲の役員を対象とする会社役員賠償責任保険その他の保険に関する契約及びこれに付帯又は関連する契約

⑦ 以下に定める契約

(i) 甲及び大日本明治製糖株式会社の間の 2020 年 10 月 15 日付統合基本契約

(ii) 甲及び大日本明治製糖株式会社の間の 2020 年 10 月 15 日付株式交換契約

(iii) 甲、大日本明治製糖株式会社及び日本甜菜製糖株式会社の間で締結予定の資本業務提携契約

⑧ 本件吸収分割その他本別紙第4項第(2)号⑦に定める契約において企図されている取引に関して締結している一切の契約及びこれに附帯又は関連する契約（ただし、三菱商事株式会社及び甲の間の2020年10月15日付株式譲渡契約及びこれに附帯又は関連する契約を除く。）

⑨ 中糧糖業遼寧有限公司若しくは遼寧長和制糖有限公司又はこれらの出資者との間で締結している合弁契約、持分譲渡契約及び秘密保持契約

⑩ 本件吸収分割により甲から乙に承継されない資産又は負債及び債務に附帯又は関連する契約

以上

別紙２　三井製糖の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況

１．事業の経過及びその成果

⑴　経営環境

当連結会計年度のわが国経済は、上半期は雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復が続いておりましたが、下半期からは自然災害や消費税増税による個人消費の低下が見られた他、新型コロナウイルス感染拡大による経済への悪影響が特に懸念されております。

このような状況の中、当社グループでは砂糖をはじめとする安全、安心な食品素材を安定してお届けする社会的責任を果たすことを第一としながら既存事業の収益力強化を図り、また、中国において家庭用小袋や各種加工糖の製造販売を目的とする新たな合弁会社「遼寧長和制糖有限公司」を昨年12月に設立するなど、引き続きアジア地域を基点とした海外市場の成長の取り込みを目指し、国内と海外双方で事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

なお、2020年３月25日開催の当社取締役会におきまして、国内砂糖事業の一層の基盤強化を目指し、① 2021年４月１日を効力発生予定日とする当社及び大日本明治製糖㈱との経営統合に関する協議、② 当社、大日本明治製糖㈱及び日本甜菜製糖㈱が別途合意する日を効力発生日とする資本業務提携に関する協議の双方を開始することを決議いたしました。詳細は決議同日開示いたしました「三井製糖㈱と大日本明治製糖㈱との経営統合、及び日本甜菜製糖㈱との資本業務提携に向けた協議開始について」をご参照ください。

⑵　当社グループの概況

（砂糖事業）

砂糖事業の原料価格に影響を及ぼす海外粗糖相場は、期初は１ポンド当たり12セント台でスタートした後、世界的な需給緩和観測の拡大を受け、一時10セント台まで下落しました。その後、翌年度の主要生産国の減産見通しが相次ぐと相場は上昇基調に転じ、12月末には13セント台、2020年２月には15セント後半に到達したものの、新型コロナウイルス感染拡大による世界経済の減速感からマクロ環境が一転し、複合的な要因が砂糖需給環境に間接的に影響したことで粗糖価格が急落、10セント台で期末を迎えました。一方、精製上白糖の国内市中相場につきましては、期を通じて187円～188円で推移しました。

販売面では、梅雨寒や夏場の長雨の影響で飲料ユーザー向けの出荷が振るわなかった他、第４四半期の工場操業遅れの影響もあり、全体の販売量は前連結会計年度を下回りました。消費の傾向として家庭用１kg小袋の販売量が漸減する中、当社では保存に適したチャック付き小容量小袋製品のアイテム数を増やし、首都圏の量販店を中心に定番化を進めてまいりました。

コスト面では、人手不足による物流コストの増加、安定操業のための設備更新による減価償却費等の固定費が増加しましたが、適切な原料糖調達に努めた結果、原料費が改善し、営業利益は前連結会計年度を上回りました。

海外では、中国において合弁会社「遼寧長和制糖有限公司」を設立し、今秋より日本で培ってきた家庭用小袋や各種加工糖を中国市場へ展開するための準備を進めております。

一方、連結子会社につきましては、生和糖業㈱においては天候不順により生産量が減少した他、北海道糖業㈱においては販売単価が低下し、販売量が減少したことにより減益となりましたが、前第３四半期末に連結子会社化したSIS'88 Pte Ltdが期を通じて概ね順調に推移したことで収益に貢献いたしました。

以上の結果、売上高は921億45百万円（前連結会計年度比9.5％増）、営業利益は32億40百万円（同37.9％増）となりました。

（期中の砂糖市況）

国内市中相場（日本経済新聞掲載、東京上白大袋１kg当たり）

期を通じて187円～188円で推移

海外粗糖相場（ニューヨーク砂糖当限、１ポンド当たり）

始値	高値	安値	終値
12.53セント	15.90セント	10.42セント	10.42セント

（フードサイエンス事業）

フードサイエンス事業につきましては、パラチノース、パラチニットの販売はやや低調な動きとなりましたが、パラチノースの利益率が改善され、営業利益は前連結会計年度を上回りました。また、さとうきび抽出物はサニテーション用途への採用が増えるなど増収増益となりました。なお、７月には、パラチノースを配合したスローカロリーシュガーが食後血糖値の上昇を抑える機能により機能性表示食品として受理されたことから、消費者の機能認知に向けた積極的な広告宣伝を行ってまいりました。

連結子会社につきましては、㈱タイショーテクノスは販売増や新工場の稼働で原価率が改善したことにより、増収増益となりました。ニュートリー㈱は当期に譲り受けた流動食事業の販売増加等により増収増益となりました。

以上の結果、売上高は197億66百万円（前連結会計年度比2.9％増）、営業利益は6億79百万円（同44.3％増）となりました。

（不動産事業）

不動産事業につきましては、岡山市で2018年11月に開始した物流倉庫の賃貸が通年で寄与しましたが、売上高・営業利益ともに前連結会計年度並となり、売上高19億42百万円（前連結会計年度比0.7％減）、営業利益９億28百万円（前連結会計年度比0.7％増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,138億54百万円（前連結会計年度比8.1％増）、営業利益は48億48百万円（同29.5％増）となりました。

営業外損益におきましては、フィンゴリモド「ＦＴＹ720」の開発権及び販売権の許諾に基づく受取ロイヤリティーを13億40百万円計上いたしました。なお、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬㈱とNovartis Pharma AG（以下、「ノバルティス社」）との間で仲裁手続きが進行中であることを受け、ノバルティス社が契約の有効性に関し疑義を提起している部分については、引き続き収益としての認識を行いませんでした。

この他、タイ国関連会社における海外粗糖相場の低迷を受けた販売単価下落や販売量減少を主要因とする持分法投資損失の計上等により、経常利益は49億82百万円（同51.7％減）となり、また、北海道糖業㈱で発生した重油流出事故による環境対策費２億34百万円を特別損失に計上したことも影響し、親会社株主に帰属する当期純利益は24億22百万円（同64.7％減）となりました。

なお、将来の成長に向けて取得してきた事業・資産に伴うのれん等の償却負担が増大している財務上の特徴を踏まえ、当社がキャッシュ創出力の把握のため期間損益と並行的に重視しているEBITDA指標（※1）は111億32百万円となり、当社グループの事業活動における健全性を引き続き維持しております。

※１　連結営業利益に連結減価償却費等を簡便的に加えた計算値を用いております。

事業別売上高

事業区分	売上高	構成比率
	百万円	%
砂　糖　事　業	92,145	80.9
フードサイエンス事業	19,766	17.4
不　動　産　事　業	1,942	1.7
合　計	113,854	100

2．設備投資及び資金調達の状況

⑴　設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

⑵　資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として115億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

3．対処すべき課題

＜当社グループの使命＞

サトウキビや甜菜といった自然の恵みを活かし、安全、安心な食品素材を誠実に提供し、食を通じて人々の健康や多様なライフスタイルに貢献いたします。

＜事業環境認識＞

当社グループは砂糖事業が売上高の80%以上を占めており、北海道、鹿児島、沖縄にも国産糖製造会社を有しております。その結果、砂糖事業を取り巻く環境の変化による影響、農業政策や通商政策の影響を受けやすい事業構造にあります。また、国内砂糖需要は、少子高齢化や今後の人口減少、競合品である加糖調製品や異性化糖の影響により漸減が見込まれております。そのため、国内砂糖事業の基盤強化を図ると同時に、フードサイエンス事業や不動産事業、及び海外事業への取り組みを進め、バランスの取れた収益構造を早期に構築する必要があります。

2021年３月期においては、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、日本のみならず世界経済への悪影響が長期化することが想定され、砂糖をはじめとする食品素材を安定してお届けする社会的責任を果たすことを第一に事業活動を進めてまいります。

なお、過去数年間に亘り、当社業績に大きな貢献をしてきたフィンゴリモド「ＦＴＹ720」の開発権及び販売権の許諾に基づく受取ロイヤリティーは、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬㈱とノバルティス社との間で仲裁手続きが継続しているため、仲裁において疑義が提起されている部分について収益の認識を行わない会計処理を継続いたします。

＜課題への対処＞

このような状況下、グループ各社の連携を推進し、具体的には下記の課題認識と対策をもって、既存事業の基盤強化と成長領域の事業拡大に取り組んでまいります。

国内砂糖事業では、①安定供給のための投資を維持しつつ、人口減少等の社会構造の変化に対応するための自動化や省力化投資、②生産や物流現場における人手不足等のわが国全体に関わる課題を見据えた、生産、販売、物流に至るサプライチェーン全体の最適化の追求、③スプーンブランドを活用した競争力のある商品展開と、マーケットニーズの変化に対応した顧客目線による営業活動を推進してまいります。

海外砂糖事業では、①シンガポールのSIS’88 Pte Ltdの競争力強化、②中国食品事業におけるBtoB、BtoCをカバーする砂糖のサプライチェーンの構築、③タイ国関連会社との連携強化による戦略的な取り組みを推進してまいります。

フードサイエンス事業では、健康寿命の延伸や運動パフォーマンスの向上、健康と美味しさの融合等の領域で、グループ企業との連携強化やＭ＆Ａの活用など外部資源も活用し収益力の拡大を図ってまいります。

不動産事業では、引き続き所有不動産の活用による安定的なキャッシュ創出に努めるとともに、岡山市南区及び神戸市長田区に有する不動産の開発を進め、一層の資産の効率化並びに収益力の強化を図ってまいります。

研究開発部門では、バガス（サトウキビの搾汁後に残る固形物）からポリフェノールなどの有価物の製造及び応用利用の開発、サトウキビ農業の安定化・高収益化を目指し、栽培改善技術の開発を進める等、今後も環境に優しい植物であるサトウキビを最大限活用することで新たな事業創造を行ってまいります。

また、2020年３月25日に公表いたしました大日本明治製糖㈱との経営統合及び日本甜菜製糖㈱との資本業務提携に関しましては、厳しさを増す事業環境下において、わが国の精製糖業界に永年携わってきた３社がこれまで培ってきた生産技術、品質やコスト管理手法、物流・原料調達をはじめとする広範な経営ノウハウを結集し、安定的国内供給体制の基盤を一層強固なものにし、国際競争力を強化して企業としての成長を図るものにて、この実現に向け協議を進めてまいります。

株主各位におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申しあげます。

4．財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第93期 (2016.4.1～2017.3.31)	第94期 (2017.4.1～2018.3.31)	第95期 (2018.4.1～2019.3.31)	第96期 (当連結会計年度) (2019.4.1～2020.3.31)
売上高(百万円)	103,177	105,291	105,274	113,854
経常利益(百万円)	12,494	13,609	10,314	4,982
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	7,482	8,313	6,862	2,422
1株当たり当期純利益(円)	280.19	311.33	257.00	93.27
総資産(百万円)	121,549	131,852	139,867	141,705
純資産(百万円)	83,682	89,871	95,063	92,395

(注) 1.2016年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いましたので、第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年2月16日)を前連結会計年度(第95期)の期首から適用しており、第94期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第93期 (2016.4.1～2017.3.31)	第94期 (2017.4.1～2018.3.31)	第95期 (2018.4.1～2019.3.31)	第96期(当期) (2019.4.1～2020.3.31)
売上高(百万円)	65,504	63,445	61,168	59,157
経常利益(百万円)	10,842	12,652	10,127	6,038
当期純利益(百万円)	7,569	8,589	7,326	4,455
1株当たり当期純利益(円)	283.44	321.68	274.40	171.53
総資産(百万円)	84,967	93,987	95,561	97,955
純資産(百万円)	63,560	69,043	73,167	72,960
溶糖量(トン)	421,434	406,000	402,224	389,243

(注) 1.2016年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いましたので、第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年2月16日)を前事業年度(第95期)の期首から適用しており、第94期事業年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

5．重要な子会社の状況等

⑴重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金(百万円)	主要な事業の内容	議決権比率(%)	関係内容
北海道糖業㈱	東京都千代田区	1,600	砂糖事業	57.3	同社が生産した原料糖を商社を通じて仕入れております。 役員の兼任　－
スプーンシュガー㈱	神戸市東灘区	50	砂糖事業	100.0	加工糖の製造、構内荷役業務及び食品素材製品の加工の委託先であり、包装資材の仕入先であります。 役員の兼任１名
生和糖業㈱	鹿児島県鹿児島市	187	砂糖事業	65.0	同社が生産した原料糖を商社を通じて仕入れております。 役員の兼任　－
㈱平野屋	大阪市浪速区	30	砂糖事業	53.3	製品の販売先であります。 役員の兼任　－
SIS’88 Pte Ltd	シンガポール	666	砂糖事業	70.0	製品の販売先であります。 役員の兼任　－
Asian Blending Pte Ltd	シンガポール	7	砂糖事業	70.0	役員の兼任　－
㈱タイショーテクノス	東京都中央区	97	フードサイエンス事業	100.0	製品等の販売及び原材料･商品等の仕入先であります。 役員の兼任　－
ニュートリー㈱	三重県四日市市	215	フードサイエンス事業	51.0	製品の販売先であります。 役員の兼任１名

（注）Asian Blending Pte Ltdに対する当社の議決権比率は、当社の子会社であるSIS’88 Pte Ltdを通じての間接所有分です。

⑵その他

2019年12月に中国において営口新北方制糖有限公司との合弁会社である遼寧長和制糖有限公司を設立し35%出資いたしました。

6．主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは砂糖、食品素材及び栄養療法食品等の製造、販売と不動産の賃貸等を主な事業としております。事業部門別の主要な製品等は以下の通りであります。

事業内容	主要製品等
砂糖事業	原料糖、精製糖、ビート糖、液糖、加工糖
フードサイエンス事業	機能性甘味料（「パラチノース」、「パラチニット」）、さとうきび抽出物、食品保存料、食品香味料、食品用天然色素、寒天、カラギーナン、栄養療法食品、嚥下障害対応食品
不動産事業	土地・店舗・倉庫・オフィス・住宅の賃貸業、太陽光発電による電気の供給・販売業

7．主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

⑴ 当社

本　社　東京都中央区日本橋箱崎町36番２号

営業所　東部営業部（東京都中央区）、関西営業部（大阪市中央区）、
九州営業部（福岡市東区）、フードサイエンス営業部（東京都中央区）

工　場　千葉工場（千葉県市原市）、神戸工場（神戸市東灘区）、福岡工場（福岡市東区）

⑵ 子会社

北海道糖業株式会社	本社：東京都千代田区
スプーンシュガー株式会社	本社：神戸市東灘区
生和糖業株式会社	本社：鹿児島県鹿児島市
株式会社平野屋	本社：大阪市浪速区
SIS’88 Pte Ltd	本社：シンガポール
Asian Blending Pte Ltd	本社：シンガポール
株式会社タイショーテクノス	本社：東京都中央区
ニュートリー株式会社	本社：三重県四日市市

8．使用人の状況（2020年３月31日現在）

⑴　企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
砂糖事業	826名(143名)	25名増（5名増）
フードサイエンス事業	304名（－名）	13名増（－名）
不動産事業	2名（－名）	－（－名）
全社（共通）	108名（－名）	1名増（－名）
合計	1,240名(143名)	39名増（5名増）

（注）１．使用人数は就業人員であり（嘱託社員を除く。）、臨時従業員数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しおります。

２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している者であります。

⑵　当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
351名	4名増	41.58歳	18.53年

（注）使用人数は就業人員であります。（当社からの出向者30名・嘱託社員29名を除く。）

9．主要な借入先及び借入額（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
農林中央金庫	5,153
三井住友信託銀行株式会社	4,234
株式会社三井住友銀行	4,010
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,599

Ⅱ　会社の現況

1．株式の状況（2020年３月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　60,000,000株

⑵　発行済株式の総数　　28,333,480株（うち自己株式2,631,827株）

⑶　株主数　　25,402名

⑷　大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
三井物産株式会社	8,609,070	33.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,113,800	4.33
豊田通商株式会社	1,000,000	3.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	673,200	2.62
株式会社三井住友銀行	486,064	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	446,800	1.74
双日食料株式会社	384,000	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口５)	356,600	1.39
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	345,200	1.34
三井住友信託銀行株式会社	322,000	1.25

（注）１．持株比率は、自己株式（2,631,827株）を控除して算出しております。

２．発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて、上位となる10名の株主を記載しております。

2．会社役員の状況（2020年３月31日現在）

⑴　取締役及び監査役の状況

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	雑　賀　大　介	ＣＥＯ、内部監査室、品質保証部担当
取　締　役	多　胡　祐太郎	専務執行役員、砂糖事業本部、事業創造本部担当
取　締　役	野　村　淳　一	専務執行役員、砂糖生産本部長、研究開発部担当
取　締　役	三箇山　秀　之	専務執行役員、ＣＦＯ、コンプライアンス担当、法務･内部統制室、総務人事部、経営企画部、経理部担当 株式会社りそな銀行社外取締役
取　締　役	半　田　純　一	東京大学大学院経済学研究科特任教授 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長
取　締　役	川　村　雄　介	株式会社大和総研特別理事
取　締　役	玉　井　裕　子	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士 株式会社国際協力銀行社外監査役
取　締　役	吉　川　美　樹	三井物産株式会社常務執行役員食料本部長
監査役（常勤）	鈴　木　　徹	ニュートリー株式会社監査役
監査役（常勤）	金　子　勇　人	スプーンシュガー株式会社監査役
監　査　役	西　山　　茂	株式会社ツガミ社外取締役
監　査　役	飯　島　一　郎	

（注）１．取締役　半田純一、川村雄介、玉井裕子、吉川美樹の各氏は、社外取締役であります。
２．監査役　鈴木徹、西山茂、飯島一郎の各氏は、社外監査役であります。
３．財務及び会計に関する相当程度の知見を有している事実
・監査役　西山茂氏は、永年にわたり金融機関において業務執行取締役でありました。
４．当社は、取締役　半田純一、川村雄介、監査役　西山茂、飯島一郎の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
５．取締役　玉井裕子氏は、東京証券取引所の独立性判断基準に照らして独立性を有しており、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定しておりません。

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

⑶　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役　員　区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	
取締役（社外取締役を除く）	130	105	24	4
監査役（社外監査役を除く）	20	20	－	1
社　外　取　締　役	25	25	－	3
社　外　監　査　役	37	37	－	3

（注）当事業年度末の取締役は８名（うち社外取締役４名）、監査役は４名（うち社外監査役は３名）であり、そのうち、無報酬の社外取締役が１名在任しております。

⑷　社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役　半田純一氏は、株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパンの代表取締役社長でありますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

・取締役　川村雄介氏は、株式会社大和総研の特別理事でありますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

・取締役　玉井裕子氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士でありますが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

・取締役　吉川美樹氏は、三井物産株式会社の常務執行役員食料本部長であり、当社と同社との間には製品販売等の取引関係、並びに同社が当社の議決権の33.6％を所有する資本関係があります。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役　半田純一氏は、東京大学大学院経済学研究科の特任教授でありますが、当社と同大学との間には特別な関係はありません。

・取締役　玉井裕子氏は、株式会社国際協力銀行の社外監査役でありますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

・監査役　鈴木徹氏は、当社の子会社であるニュートリー株式会社の監査役であり、当社と同社との間には製品販売等の取引関係があります。

・監査役　西山茂氏は、株式会社ツガミの社外取締役でありますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

・取締役　半田純一氏は、取締役会13回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。

・取締役　川村雄介氏は、取締役会13回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。

・取締役　玉井裕子氏は、取締役会13回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。

・取締役　吉川美樹氏は、取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。

・監査役　鈴木徹氏は、取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。

・監査役　西山茂氏は、取締役会13回のうち12回に、監査役会14回のうち13回にそれぞれに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。

・監査役　飯島一郎氏は、取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。

⑸　報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しましては、2007年６月28日開催の第83回定時株主総会で承認を得た総額の範囲内（取締役については１事業年度当たり２億4,000万円以内、監査役については１事業年度当たり7,200万円以内）であることを遵守し、かつ役員の報酬に関する社内規則を設け、これに基づき算定した報酬等の額を取締役会及び監査役会で承認して決定しております。

3．会計監査人の状況

⑴　名称　　有限責任監査法人トーマツ

⑵　報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	86百万円
②　当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	128百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

⑶　非監査業務の内容

当社は、投資・会計・税務全般に関して、有限責任監査法人トーマツより助言・指導を受けております。ただし、具体的な会計処理に関する助言は含まれておりません。

⑷　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の取締役会決議の内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制

①　取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすために、取締役は率先垂範し自ら実効ある体制を作ると共に、企業理念、行動基準を定め、全職員に遵守させる。

② コンプライアンス担当取締役を置くとともに、内部統制委員会およびコンプライアンス部会を設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。
③ コンプライアンスに関する研修や資料の配布などを通じ、使用人のコンプライアンスに対する知識・理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
④ 三井製糖コーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則を定め、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実と内部統制体制の確立を図る。
⑤ 代表取締役直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務執行状況の監視、検証および報告を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
① 当社の取締役の職務の執行並びに重要な意思決定に係わる情報については、文書保管保存規程に基づき、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理し、必要に応じて、取締役および監査役が閲覧できる体制を整える。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
① リスク管理については、各事業部門において各種規程を整備し日常の業務遂行に関するリスクの管理を行うとともに、リスク管理担当部門がリスク管理規則に従い、評価、管理体制の構築、および指示を行っている。
② 災害、事故、その他重大なリスクに対する緊急対応体制については、該当担当部署が対策マニュアル整備および初期対応を行い、必要に応じて危機管理対策本部を設置し関係部門の統制を図る。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 職務権限・社内意思決定ルールについては、稟議規則他別途定める社内規則に基づき適正かつ効率的に職務が執行される体制を整える。
② 事業本部制並びに執行役員制の採用により、権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに職務遂行の効率性と有効性を向上させる。
③ 中期経営計画および単年度事業計画を定め、業績目標を明確化する。

(5) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
① 「子会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務づける。
② 子会社のリスク管理については、「子会社管理規程」の定めにより主管本部に加え支援部門を置き指示･情報伝達を行うとともにリスクの把握・管理を行う。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 当社は、三井製糖グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。

(7) その他、会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 三井製糖並びにその子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、コンプライアンス教育および研修を通じコンプライアンスの意識を強化する。

② 三井製糖並びにその子会社の業務遂行に関しては、それぞれにおける社内規定および業務手順書の更新により業務の適正を確保する。

③ 内部監査室は、子会社を含めた業務全般に関する監視、検証および提言を行い、業務の妥当性と有効性を確保する。

④ 三井製糖グループは財務報告の適正性と信頼性の確保のための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価し改善を推進する。

(8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人を配置する。

② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて監査役の事前の同意を得る事により、取締役からの独立性を確保する。

③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

(9) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、およびその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役会、その他重要な会議において取締役および使用人は随時担当業務の報告を行う。

② 監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、執行役員会などの重要な会議に出席することができる。

③ 監査役には稟議書他社内の重要書類が回付される。

④ 監査役は代表取締役との定期的な会合、取締役および執行役員との定期的レビューを実施する他、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士および内部監査室等と連携を図る。

⑤ 役職員は監査役監査基準を理解し、監査役監査の実効性を確保する。

(10) 当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

① 三井製糖グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

② 三井製糖グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。

(11) 前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は、当社の監査役へ報告を行った三井製糖グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を三井製糖グループの役職員に周知徹底する。

(12) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(13) 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

① 三井製糖グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応することを行動基準に定める。

② 三井製糖グループは反社会的勢力からの不当な要求に対して、担当部署を置き研修活動を行うなど体制の整備に努め、警察などの機関、弁護士と連携し情報の収集、対策を行う。

業務の適正を確保するための体制における運用状況の概要

内部統制システムについての主な運用状況は以下のとおりであります。

(1)内部統制システム全般

当社は、法務・内部統制室を事務局とする内部統制委員会を設置し、当社及び子会社の内部統制の整備と運用、並びにその有効性の維持向上を図っております。また、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況について、当社の内部監査室が評価を行い、必要に応じて見直しをしております。当連結会計年度の運用状況についても、有効であることを確認し、その結果を取締役会に報告しております。

(2)コンプライアンス

当社は、内部統制委員会の中にコンプライアンス部会を設置し、各部門長を担当責任者とするコンプライアンス体制を構築しております。当社及び子会社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、社内研修や資料の配布など各種プログラムを通じたコンプライアンス意識の強化を継続的に実施しております。また、当社は、企業倫理ヘルプライン運用規程により企業コンプライアンスに関する相談通報システムを設け、当社及び子会社の役職員が相談及び通報を行うことができる体制を整備しております。

なお、当社では、労働災害の撲滅を目標に全社的に労働安全衛生の取り組みを強化し、2017年に労働安全衛生マネジメントシステムであるOHSAS18001の認証を取得し、2019年４月には労働安全衛生のISO規格であるISO45001の認証を取得しております。社外労働安全衛生専門家による現場確認・指導などを通じ、三井製糖グループ全体として労働安全衛生対策の拡充・安全文化の醸成を進めております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	57,156	流動負債	26,510
現金及び預金	15,520	支払手形及び買掛金	8,044
受取手形及び売掛金	9,280	短期借入金	6,103
リース投資資産	352	１年内返済予定の長期借入金	2,120
商品及び製品	22,634	リース債務	99
仕掛品	1,342	未払費用	4,035
原材料及び貯蔵品	4,947	未払法人税等	2,424
その他	3,084	役員賞与引当金	36
貸倒引当金	△5	資産除去債務	28
固定資産	84,548	その他	3,618
有形固定資産	53,862	固定負債	22,799
建物及び構築物	15,248	長期借入金	11,330
機械装置及び運搬具	18,827	リース債務	253
工具、器具及び備品	521	繰延税金負債	471
土地	18,148	役員退職慰労引当金	223
リース資産	327	退職給付に係る負債	2,893
建設仮勘定	788	資産除去債務	282
無形固定資産	7,657	その他	7,343
のれん	4,639	負債合計	49,309
その他	3,017	（純資産の部）	
投資その他の資産	23,028	株主資本	82,628
投資有価証券	11,413	資本金	7,083
関係会社出資金	2,191	資本剰余金	1,291
長期貸付金	20	利益剰余金	79,469
退職給付に係る資産	210	自己株式	△5,215
繰延税金資産	1,881	その他の包括利益累計額	99
リース投資資産	6,560	その他有価証券評価差額金	483
その他	805	繰延ヘッジ損益	△197
貸倒引当金	△53	為替換算調整勘定	△63
		退職給付に係る調整累計額	△123
		非支配株主持分	9,668
		純資産合計	92,395
資産合計	141,705	負債・純資産合計	141,705

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自2019年４月１日
至2020年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	113,854
売上原価	87,842
売上総利益	26,011
販売費及び一般管理費	21,162
営業利益	4,848
営業外収益	1,723
受取利息及び配当金	102
受取ロイヤリティー	1,344
その他	276
営業外費用	1,589
支払利息	86
固定資産除却損	76
持分法による投資損失	931
設備撤去費	312
その他	181
経常利益	4,982
特別利益	867
固定資産処分益	11
投資有価証券売却益	209
補助金収入	379
受取保険金	266
特別損失	1,171
固定資産除却損	359
固定資産圧縮損	328
投資有価証券評価損	249
環境対策費	234
税金等調整前当期純利益	4,678
法人税、住民税及び事業税	3,849
法人税等調整額	△1,771
当期純利益	2,600
非支配株主に帰属する当期純利益	177
親会社株主に帰属する当期純利益	2,422

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	26,076	流動負債	8,155
現金及び預金	10,669	買掛金	1,756
売掛金	2,353	1年内返済予定の長期借入金	950
リース投資資産	352	リース債務	82
商品及び製品	3,459	未払金	651
未着商品	95	未払費用	2,065
仕掛品	1,125	未払法人税等	2,013
原材料及び貯蔵品	2,966	前受金	72
前払費用	52	預り金	168
関係会社短期貸付金	4,400	役員賞与引当金	24
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	200	資産除去債務	27
その他	402	その他	342
固定資産	71,879	固定負債	16,839
有形固定資産	38,038	長期借入金	8,600
建物	7,781	リース債務	235
構築物	899	退職給付引当金	736
機械及び装置	11,429	資産除去債務	105
車両及び運搬具	5	長期仮受金	5,931
工具、器具及び備品	324	その他	1,230
土地	16,893	負債合計	24,995
リース資産	291	（純資産の部）	
建設仮勘定	412	株主資本	72,525
無形固定資産	262	資本金	7,083
投資その他の資産	33,578	資本剰余金	1,178
投資有価証券	1,892	資本準備金	1,177
関係会社株式	20,289	その他資本剰余金	0
出資金	15	利益剰余金	69,479
関係会社出資金	2,741	利益準備金	1,033
関係会社長期貸付金	600	その他利益剰余金	68,446
長期前払費用	0	価格変動準備金	200
前払年金費用	338	固定資産圧縮積立金	3,320
繰延税金資産	861	別途積立金	22,680
リース投資資産	6,560	繰越利益剰余金	42,245
その他	296	自己株式	△5,215
貸倒引当金	△17	評価・換算差額等	435
		その他有価証券評価差額金	429
		繰延ヘッジ損益	5
		純資産合計	72,960
資産合計	97,955	負債・純資産合計	97,955

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自2019年４月１日
至2020年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	59,157
売上原価	44,516
売上総利益	14,641
販売費及び一般管理費	10,585
営業利益	4,055
営業外収益	2,359
受取利息及び配当金	821
受取ロイヤリティー	1,341
その他	196
営業外費用	376
支払利息	18
社債利息	18
固定資産除却損	49
設備撤去費	142
その他	146
経常利益	6,038
特別利益	902
固定資産処分益	11
投資有価証券売却益	209
関係会社株式売却益	426
受取保険金	255
特別損失	596
固定資産除却損	359
投資有価証券評価損	236
税引前当期純利益	6,345
法人税、住民税及び事業税	3,427
法人税等調整額	△1,537
当期純利益	4,455

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自2019年４月１日
至2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,083	1,291	79,157	△2,910	84,622
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,111		△2,111
親会社株主に帰属する当期純利益			2,422		2,422
自己株式の取得				△2,305	△2,305
連結子会社株式の取得による持分の増減		△583			△583
連結子会社株式の売却による持分の増減		583			583
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	311	△2,305	△1,993
当期末残高	7,083	1,291	79,469	△5,215	82,628

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	735	36	△99	180	853	9,587	95,063
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,111
親会社株主に帰属する当期純利益							2,422
自己株式の取得							△2,305
連結子会社株式の取得による持分の増減							△583
連結子会社株式の売却による持分の増減							583
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△252	△234	35	△303	△754	80	△673
連結会計年度中の変動額合計	△252	△234	35	△303	△754	80	△2,667
当期末残高	483	△197	△63	△123	99	9,668	92,395

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　8社

連結子会社の名称

北海道糖業㈱、スプーンシュガー㈱、生和糖業㈱、㈱平野屋、SIS'88 Pte Ltd、Asian Blending Pte Ltd、㈱タイショーテクノス、ニュートリー㈱

⑵　非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

㈱ホクセキ他

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数　　9社

主要な会社等の名称

南西糖業㈱、The Kumphawapi Sugar Co., Ltd.、Kaset Phol Sugar Ltd.、中糧糖業遼寧有限公司

なお、当連結会計年度において、新たに出資したことにより、遼寧長和制糖有限公司を持分法の適用範囲に含めております。

⑵　持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

会社等の名称

(非連結子会社) ㈱ホクセキ他

(関連会社) ㈱りゅうとう、新中糖産業㈱、㈱精糖工業会館、㈱村上商店

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、生和糖業㈱（6月30日）、SIS'88 Pte Ltd（12月31日）、Asian Blending Pte Ltd（12月31日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、当連結会計年度において、SIS'88 Pte Ltd、Asian Blending Pte Ltdについては、決算日を9月30日より12月31日に変更しております。SIS'88 Pte Ltd、Asian Blending Pte Ltdについては、決算日現在の計算書類を基礎とし、また、生和糖業㈱については、12月31日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた生和糖業㈱、SIS'88 Pte Ltd、Asian Blending Pte Ltdとの重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として、時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法によっております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物　　15～47年

機械装置及び運搬具　4～10年

②リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100％を計上しております。

⑷　退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、一部の連結子会社は簡便法を採用しております。

⑸　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑹　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

②重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約は振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約取引	外貨建予定取引及び外貨建金銭債務
商品スワップ	商品予定取引

ハ．ヘッジ方針

為替予約取引につきましては為替変動リスクを減少させるため、輸出入取引に係る販売計画をベースとして必要な範囲で為替変動リスクをヘッジしております。

商品スワップにつきましては商品相場変動リスクを減少させるため、販売計画等をベースとして必要な範囲で商品相場変動リスクをヘッジしております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引につきましては同一通貨、同一金額に対してであり、商品スワップにつきましては同一商品、同一時期に対してであるため、ヘッジの効果が確保されているものとみております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5～15年間の定額法で均等償却しております。ただし、金額に重要性がない場合には発生年度に全額償却しております。

④消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜処理によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　　94,921百万円

2．保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、連帯保証を行っております。

相手先	内容	金額
Kaset Phol Sugar Ltd.	借入債務に対する連帯保証	6,729百万円
㈱ホクイー	仕入債務に対する連帯保証	13百万円
計		6,742百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　28,333,480株

2．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,468	55.0	2019年 3月31日	2019年 6月26日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	642	25.0	2019年 9月30日	2019年12月6日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月23日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案する予定であります。

①配当金の総額　642百万円

②1株当たり配当額　25.0円

③基準日　2020年 3月31日

④効力発生日　2020年 6月24日

なお、配当原資につきましては利益剰余金とすることを予定しております。

3．株主資本の金額の著しい変動

当社は、2019年5月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得を2019年9月25日に完了しました。この自己株式の取得による増加1,000,000株、2,304百万円を連結計算書類に含んでおります。この取得等により、当連結会計年度において自己株式が2,305百万円増加し、当連結会計年度末において自己株式が5,215百万円となっております。

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払賞与	284百万円
未払事業税	127百万円
退職給付に係る負債	935百万円
全面時価評価法適用による評価差額	399百万円
合併受入資産評価減	805百万円
子会社株式取得差額	299百万円
投資有価証券評価減	157百万円
減損損失	488百万円
その他	2,781百万円
小計	6,279百万円
評価性引当額	△2,063百万円
合計	4,215百万円
繰延税金負債	
退職給付に係る資産	△97百万円
固定資産圧縮積立金	△1,546百万円
その他有価証券評価差額金	△225百万円
持分法適用会社留保利益	△295百万円
その他	△639百万円
計	△2,805百万円
繰延税金資産の純額	1,409百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	29.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.9
持分法による投資損益	5.9
連結子会社及び持分法適用会社からの配当金	4.6
のれん償却額	3.8
評価性引当額の増加	1.9
持分法適用会社留保利益	0.1
その他	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金、リース投資資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブはデリバティブ取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1)現金及び預金	15,520	15,520	－
(2)受取手形及び売掛金	9,280	9,280	－
(3)投資有価証券	1,938	1,938	－
(4)リース投資資産 （1年内回収予定のリース投資資産含む）	6,912	6,860	△52
(5)支払手形及び買掛金	8,044	8,044	－
(6)短期借入金	6,103	6,103	－
(7)未払法人税等	2,424	2,424	－
(8)長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	13,450	13,464	14
(9)デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの デリバティブ債権	167	167	－
ヘッジ会計が適用されているもの デリバティブ債権	47	47	－

(注１)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4)リース投資資産

リース投資資産(１年内回収予定のリース投資資産含む) の時価については、リース受取料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(5)支払手形及び買掛金、(6)短期借入金、並びに(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金

長期借入金(１年内返済予定の長期借入金含む) の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9)デリバティブ取引

為替予約取引については、当該先物相場の終値によっております。

(注２)非上場株式（連結貸借対照表計上額9,475百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル等（土地を含む）を所有しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次の通りであります。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
11,242百万円	△319百万円	10,923百万円	16,351百万円

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。

また、賃貸等不動産に関する当連結会計年度における損益は、次の通りであります。

	連結損益計算書における金額			
	営業収益	営業原価	営業利益	その他損益
賃貸等不動産	1,260百万円	512百万円	747百万円	△40百万円

(注)当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、営業原価に含まれております。

退職給付に関する注記

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、当社及び連結子会社は従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、三井物産連合企業年金基金（総合設立）に加入しております。自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であるため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2．確定給付制度

⑴ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（2020年３月31日現在）

退職給付債務の期首残高	7,109百万円
勤務費用	440百万円
利息費用	54百万円
数理計算上の差異の当期発生額	64百万円
退職給付の支払額	△317百万円
退職給付債務の期末残高	7,350百万円

⑵ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（2020年３月31日現在）

年金資産の期首残高	4,798百万円
期待運用収益	127百万円
数理計算上の差異の発生額	△375百万円
事業主からの拠出額	276百万円
退職給付の支払額	△159百万円
年金資産の期末残高	4,666百万円

⑶ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	4,456百万円
年金資産	△4,666百万円
	△210百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,893百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,683百万円

退職給付に係る負債	2,893百万円
退職給付に係る資産	210百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,683百万円

（注）簡便法を適用した制度を含みます。

⑷ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	440百万円
利息費用	54百万円
期待運用収益	△127百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△54百万円
過去勤務費用の費用処理額	4百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	317百万円

⑸ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次の通りであります。

過去勤務費用	4百万円
数理計算上の差異	△494百万円
合計	△490百万円

⑹ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次の通りであります。

未認識過去勤務費用	10百万円
未認識数理計算上の差異	154百万円
合計	165百万円

⑺ 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産の合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りであります。

株式	39%
債券	40%
一般勘定	14%
その他	7%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑻ 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.60%～1.10%
長期期待運用収益率	2.00%～3.00%

3．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、61百万円でありました。

⑴ 制度全体の積立状況に関する事項（2019年３月31日現在）

年金資産残高	24,382百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	21,144百万円
差引額	3,238百万円

⑵ 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合（自2018年４月１日　至2019年３月31日）

5.26%

⑶ 補足説明

上記⑴の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高1,402百万円、当年度剰余金142百万円及び別途積立金4,497百万円であります。本制度における過去勤務費用の償却方法は、期間16年の元利均等償却であります。

なお、上記⑵の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額	3,218円77銭
2．1株当たり当期純利益	93円27銭

株主資本等変動計算書

（自2019年４月１日
至2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						価格変動準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,083	1,177	0	1,178	1,033	200	3,380	22,680	39,841	67,135
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△60		60	－
剰余金の配当									△2,111	△2,111
当期純利益									4,455	4,455
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△60	－	2,404	2,344
当期末残高	7,083	1,177	0	1,178	1,033	200	3,320	22,680	42,245	69,479

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,910	72,486	681	－	681	73,167
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△2,111				△2,111
当期純利益		4,455				4,455
自己株式の取得	△2,305	△2,305				△2,305
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△251	5	△246	△246
事業年度中の変動額合計	△2,305	38	△251	5	△246	△207
当期末残高	△5,215	72,525	429	5	435	72,960

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

イ）時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ）時価のないもの……移動平均法による原価法

⑵　デリバティブの評価基準及び評価方法……原則として、時価法

⑶　たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産……定額法

（リース資産を除く）

但し、非砂糖部門は定率法（なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15~47年
機械及び装置	10年

⑵　リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　役員賞与引当金……役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

⑶　退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑵　ヘッジ会計の方法
①　ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。
②　ヘッジ手段とヘッジ対象……（ヘッジ手段）為替予約
（ヘッジ対象）外貨建予定取引
③　ヘッジ方針
為替予約取引につきましては為替変動リスクを減少させるため、輸出入取引に係る販売計画をベースとして必要な範囲で為替変動リスクをヘッジしております。
④　ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引につきましては同一通貨、同一金額に対してであるため、ヘッジの効果が確保されているものとみております。

⑶　退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

⑷　消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜処理によっております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　43,280百万円

2．保証債務

他の会社の金融機関等からの借入等に対し、連帯保証を行っております。

Kaset Phol Sugar Ltd.	6,729百万円

3．関係会社に対する金銭債権債務

短期債権	1,534百万円
短期債務	1,059百万円
長期債務	30百万円

4．長期仮受金

フィンゴリモド「ＦＴＹ720」にかかる受取ロイヤリティーの収益の認識をしていない部分の入金によるものであります。

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

売上高	38,429百万円
仕入高等	18,204百万円
営業取引以外の取引高	795百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	2,631,827株

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払賞与	147百万円
未払事業税	104百万円
退職給付引当金	224百万円
合併受入資産評価減	1,020百万円
子会社株式取得差額	299百万円
投資有価証券評価減	88百万円
関係会社株式評価減	145百万円
減損損失	263百万円
長期仮受金	1,812百万円
その他	284百万円
小 計	4,391百万円
評価性引当額	△1,770百万円
合 計	2,620百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△103百万円
固定資産圧縮積立金	△1,460百万円
その他有価証券評価差額金	△176百万円
繰延ヘッジ損益	△2百万円
その他	△14百万円
合 計	△1,758百万円
繰延税金資産の純額	861百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

1．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三井物産㈱	東京都千代田区	341,775	総合商社	(被所有)直接 33.6%	転籍 4人	原料糖、商品等の仕入及び当社製品等の販売を行う主要な代理店	当社製品等の売上	38,177	売掛金	1,239
								原料糖、商品及び資材等の仕入	12,470	買掛金	170

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

三井物産㈱に対する当社製品の販売につきまして価格その他の取引条件は他の代理店と同様の条件によっており、取引条件に劣ることはありません。また、原料糖及び商品等の仕入につきましても価格その他の取引条件は当社と関連を有しない他の当事者と同じ条件によっております。

2．子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	北海道糖業㈱	東京都千代田区	1,600	ビート糖の製造販売	直接 57.3%	−	原料糖の仕入	資金の貸付	28,500	関係会社短期貸付金	3,700
								受取利息	4	−	−
子会社	㈱タイショーテクノス	東京都中央区	97	食品添加物等の製造販売	直接 100.0%	−	製品の製造受託及び製品等の販売	資金の貸付	2,000	関係会社短期貸付金	500
								受取利息	6	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	200
								−	−	関係会社長期貸付金	600
関連会社	Kaset Phol Sugar Ltd.	タイバンコク	3,624百万タイバーツ	白糖、粗糖の製造販売、売電	直接 28.4% 間接 1.8%	−	原料糖の仕入	債務保証	6,729	−	−
								保証料の受取	39	−	−

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

北海道糖業㈱及び㈱タイショーテクノスに対する貸付利率及びその他の条件につきましては、市中金利水準を参考に交渉の上決定しております。

Kaset Phol Sugar Ltd.に対する債務保証につきましては、金融機関等からの借入等に対し、連帯保証を行っております。同社に対する債務保証の保証料率につきましては、保証料の市場実勢を参考に交渉

の上決定しております。

退職給付に関する注記

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社は従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、当社は、複数事業主制度の三井物産連合企業年金基金（総合設立）に加入しております。自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であるため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2．退職給付債務に関する事項（2020年３月31日現在）

(1)	退職給付債務	3,944百万円
(2)	年金資産	△3,352百万円
(3)	積立状況を示す額（(1)＋(2)）	591百万円
(4)	未認識数理計算上の差異	△183百万円
(5)	未認識過去勤務費用	△10百万円
(6)	貸借対照表計上額純額（(3)＋(4)＋(5)）	398百万円
(7)	前払年金費用	△338百万円
(8)	退職給付引当金（(6)－(7)）	736百万円

3．退職給付費用に関する事項

(1)	勤務費用	189百万円
(2)	利息費用	41百万円
(3)	期待運用収益	△104百万円
(4)	数理計算上の差異の損益処理額	△42百万円
(5)	過去勤務費用の損益処理額	4百万円
(6)	退職給付費用((1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5))	87百万円

（注）上記内訳のほか、三井物産連合企業年金基金への掛金59百万円が発生しております。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)	退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
(2)	割引率	1.10%
(3)	長期期待運用収益率	3.00%
(4)	数理計算上の差異の処理年数	10年
(5)	過去勤務費用の額の処理年数	5年

5．要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（2019年3月31日現在）

年金資産残高	24,382百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	21,144百万円
差引額	3,238百万円

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（自2018年4月1日　至2019年3月31日）

5.02%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高1,402百万円、当年度剰余金142百万円及び別途積立金4,497百万円であります。本制度における過去勤務費用の償却方法は、期間16年の元利均等償却であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額	2,838円75銭
2．1株当たり当期純利益	171円53銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

三井製糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 北村 崇 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三井製糖株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

三井製糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 北村 崇 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井製糖株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかどうかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

三井製糖株式会社　監査役会

監査役（常勤）　鈴木　徹 ㊞

監査役（常勤）　金子勇人 ㊞

監　査　役　西山　茂 ㊞

監　査　役　飯島一郎 ㊞

（注）監査役（常勤）鈴木徹、監査役　西山茂及び監査役　飯島一郎の各氏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

別紙３　分割準備会社の成立の日における貸借対照表の内容

次ページ以降をご参照ください。

貸借対照表

(2020年10月16日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	100	流動負債	0
現金及び預金	100	固定負債	0
固定資産	0	負債合計	0
		(純資産の部)	
		株主資本	100
		資本金	100
		その他の包括利益累計額	0
		非支配株主持分	0
		純資産合計	100
資産合計	100	負債・純資産合計	100